

## 神戸町告示第15条

### 神戸町産業支援コーディネーター派遣事業要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の産業振興と活性化を図るため、町内の中小企業者の抱えるものづくり・経営に関する問題について、町が委嘱した専門的な知識及び経験を有する者を神戸町産業支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として派遣する事業を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

#### (コーディネーターの業務内容)

第2条 コーディネーターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業者の潜在的な課題抽出及び課題解決のための助言
- (2) 課題解決及び企業活動促進のための企業間・産学間のマッチング支援
- (3) 公的機関の補助制度の紹介及び助言
- (4) その他中小企業者の活動支援

#### (コーディネーターの募集)

第3条 コーディネーターになろうとする者は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 神戸町産業支援コーディネーター派遣事業登録申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) その他町長が必要と認める書類

#### (委嘱)

第4条 町長は、派遣事業の実施において適当と認められる者を、コーディネーターに対し委嘱状を交付する。

2 町長は、前項の規定による委嘱の可否の決定を、前条各号に掲げる書類等により行う。

#### (任期)

第5条 コーディネーターの任期は、3年以内とする。

#### (守秘義務)

第6条 コーディネーターは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(派遣の対象者)

第7条 コーディネーターを派遣する対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「申請者」という。）で、町内に主たる事業所を有しており、町税等の滞納がない者とする。

(派遣の回数)

第8条 コーディネーターの派遣回数は、申請者1者につき、1年度間に5回を超えないものとする。5回を超えて派遣の継続を希望する場合は、中小企業者とコーディネーターとの間で契約を行う。

(派遣の申請)

第9条 コーディネーターの派遣を申請する申請者は、神戸町産業支援コーディネーター派遣事業申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(コーディネーターの派遣)

第10条 コーディネーターの派遣は次により行うものとする。

2 コーディネーター決定後、神戸町産業支援コーディネーター派遣事業実施依頼書（様式第3号）を申請者へ通知するとともに、当該支援の決定を受けた申請者に神戸町産業支援コーディネーター派遣事業決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。なお、派遣しない場合は、神戸町産業支援コーディネーター派遣事業派遣しない旨の通知書（様式第4号の2）を通知するものとする。

3 コーディネーターは、依頼に基づき申請者を訪問し、業務を遂行する。

(助言内容に係る責任)

第11条 申請者が派遣事業に伴うコーディネーターからの助言等に基づき何らかの活動等を実施した場合において、当該活動等の実施における意思決定の最終責任者は当該申請者とし、申請者に対し何らかの損害が発生したとしても、町及び当該助言等を実施したコーディネーターはその責任を負わない。

(助言の推進)

第12条 コーディネーターは、支援実施依頼書の受領後速やかに神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言計画書（様式第5号）を作成し、町長に提

出すとともに、申請者に提示するものとする。

- 2 コーディネーターが支援する企業は、1日当たり1社とし、助言は原則として3時間以上行うものとする。

（助言業務の報告）

第13条 コーディネーターは、毎回の助言終了後速やかに神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言業務報告書（様式第6号）を作成し、町長に提出するものとする。ただし、同一月に複数回の助言を行う場合は、同月分をまとめて提出することができる。

- 2 コーディネーターは、最終の助言終了後速やかに神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言最終結果報告書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（成果確認の報告）

第14条 申請者は、助言終了後速やかに神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言成果確認報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（報酬）

第15条 町は、業務を実施したコーディネーターに対し、神戸町産業支援コーディネーター派遣事業報酬支払請求書（様式第9号）により1回3万円の報酬を支払うものとする。

（派遣に係る移動）

第16条 派遣に係る移動は、各自の責任において実施し、移動における事故等の対応は当該コーディネーター各自の責任とする。

（派遣に係る事故）

第17条 派遣に係る事業所等で発生した事故等の対応は、当該コーディネーター各自の責任とする。

（委嘱の取消し）

第18条 町長は、コーディネーターが次の各号に該当することとなったときは、委嘱を取り消すものとする。

- （1） 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- （2） 委嘱の際に提出した誓約書に反する行為を実施したとき。
- （3） 第11条に規定する申請の内容に虚偽があったことが判明したとき。

(4) コーディネーター個人の利益追求に関する行為を行ったと認められるとき。

(5) 報告書等に虚偽の記載を行ったと認められるとき。

(6) 派遣事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。

(7) その他コーディネーターとして不適格と認められるとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに助言業務の報告がなされた費用については、同日後もなおその効力を有する。